

# 目的別の総合評価(案)

平成28年3月29日

国土交通省 関東地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

## 目的別の総合評価（洪水調節）（案）

- ・「ダム案」、「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」、「新規遊水地案」、「流域対策案」の6案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は資料2-2に示すとおりである。
- ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」(別紙)に基づき、目的別の総合評価(洪水調節)を行った。
- ・目的別の総合評価（洪水調節）（案）

- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画の目標流量[八斗島地点] 17,000m<sup>3</sup>/s、圏域整備計画の目標流量[乙女地点] 3,760m<sup>3</sup>/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「新規遊水地案」である。  
(なお、「安全度」の観点で、目標を上回る洪水が発生した場合、「ダム案」は河川の水位が高い区間が最も短くなる。)
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、施設管理者の協力や用地に係る協力が得られれば、全ての案において、10年後に効果を発現していると想定される。
- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「新規遊水地案」である。

## 目的別の総合評価（新規利水）（案）

- ・「ダム案」、「地下水取水＋ダム再開発案」、「治水容量買い上げ案」の3案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は資料4に示すとおりである。
- ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」(別紙)に基づき、目的別の総合評価(新規利水)を行った。
- ・目的別の総合評価（新規利水）（案）

- 1) 一定の「目標」（利水参画者の必要な開発量 合計 2.984m<sup>3</sup>/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「ダム案」である。

## 目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）（案）

- ・「ダム案」、「ダム再開発案」、「治水容量買い上げ案」の3案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は資料5に示すとおりである。
- ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）を行った。
- ・目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）（案）

- 1) 一定の「目標」※を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は、「ダム案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「ダム案」である。

※正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度となる目標流量

- ・南摩ダム地点 : 概ね0.1m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね0.1m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・大芦川取水放流工地点 : 概ね1.3m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね1.0m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・大芦川下流基準地点 : 概ね2.6m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね1.5m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・黒川取水放流工地点 : 概ね1.0m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね0.7m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・黒川下流基準地点 : 概ね2.1m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね1.3m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・清洲橋地点 : 概ね5.4m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね3.1m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)
- ・乙女地点 : 概ね3.0m<sup>3</sup>/s(かんがい期) / 概ね2.3m<sup>3</sup>/s(非かんがい期)

## 目的別の総合評価（異常渇水時の緊急水の補給）（案）

- ・「ダム案」、「ダム再開発案」、「治水容量買い上げ案」の3案について、6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）毎の評価は資料6に示すとおりである。
- ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」（別紙）に基づき、目的別の総合評価（異常渇水時の緊急水の補給）を行った。
- ・目的別の総合評価（異常渇水時の緊急水の補給）（案）

- 1) 一定の「目標」（利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るための1,000万m<sup>3</sup>の容量）の確保に努めることを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「ダム案」であり、次いで「ダム再開発案」である。
- 2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、異常渇水時の緊急水の補給において最も有利な案は「ダム案」である。

⑤総合的な評価の考え方

i) 目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。

③に掲げる評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。

- 1) 一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。
- 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
- 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。